

令和3年4月28日 開会

令和3年4月 日 閉会

## 令和3年第2回江差町議会臨時会 議案

署名議員

署名議員

## 議 案 目 次

報告第1号	和解及び損害賠償額の決定の専決処分について	P 1
承認第1号	江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める ことについて	P 3
承認第2号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の 承認を求めることについて	P 15
承認第3号	令和2年度江差町一般会計補正予算（第20号）の専決処分の承認を 求めることについて	P 19
承認第4号	令和3年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を 求めることについて	P 43
承認第5号	令和3年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を 求めることについて	P 55
議案第1号	令和3年度江差町一般会計補正予算（第3号）について	P 67

報告第1号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年4月28日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による議決事件について、専決処分したので報告する。

## 専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月26日

江差町長 照井 誉之介

### 和解及び損害賠償額の決定について

#### 1 当事者

(甲) 江差町長 照井 誉之介

(乙) A氏

#### 2 事案の概要

(1) 令和3年1月30日、甲が所有管理する公営住宅敷地内において、指定駐車場に駐車中の乙が所有する車輛に公営住宅玄関風除室のサッシが強風により飛散し、乙の車輛の運転席側ドア及び同ドアミラー、助手席側リアバンパーを破損させたもの。

(2) 甲及び乙は、上記に起因する損害について甲の責任において損害賠償することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

#### 3 和解の概要

(1) 甲は、乙が被った損害184,000円について、乙に対し賠償する義務があることを認め、甲の加入する賠償補償保険により補修費全額を支払うものとする。

(2) 上記内容により、乙は甲に対し、今後物件損害及びこれに伴う一切の請求を行わないことを確認する。

承認第1号

江差町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

江差町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、江差町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、江差町税条例等の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

江差町長 照井 誉之介

## 江差町税条例等の一部を改正する条例

(江差町税条例の一部改正)

第1条 江差町税条例(昭和25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改める。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に、「すでに」を「既に」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

第90条第1項第1号中「で年齢18歳未満のもの」を削る。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の2第26項を同条第25項とし、第27項を同条第26項とする。

附則第10条の4第2項中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号



から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改

め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第14条中「同条第1項」を「附則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項」に改める。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成41年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成41年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（江差町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 江差町税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、町税条例第20条の改正規定中「第20条中」の次に「第48条第5項」を「第48条第13項」に改め、」を加え、同条例第23条第3項の改正規定中「第48条第9項から第16項まで」を「第48条第17項から第24項まで」に改め、同条例第48条の改正規定を次のように改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第17項、第18項及び第20項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第17項中「第13項後段」を「第20項後段」に、「第15項」を「第22項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第17項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第20項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第17項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第15項中「第13項」を「第20項」に、「第10項」を「第17項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第14項を同条第21項とし、同条第13項中「第10項」を「第17項」に、「第75条の4第2項」

を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「第10項」を「第17項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第11項を同条第18項とし、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第19項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第9項を削り、同条第8項を同条第16項とし、同条第7項中「第5項」を「第13項」に、「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第6項を同条第14項とし、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第4項の次に次の8項を加える。

- 5 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいう。以下この項から第12項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。）の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（法第294条第7項に規定する公益法人等をいう。第7項及び第12項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項及び次項において「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項及び第7項において同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の法第321条の8第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。
- 6 前項の通算法人の適用事業年度について、法人税法第69条第16項の規定の適用がある場合には、当該適用事業年度については、前項の規定は、適用しない。
- 7 通算法人（通算法人であつた内国法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。次項から第10項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第10項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の前日に開始した各事業年度で第5項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第10項第1号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の前日に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度（前項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の法第321条の8第1項の規定による申告書（法人税法第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第4項の規定による控除をされるべき金額

として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る同条第34項に規定する申告書に添付された書類に当該過去適用事業年度の第4項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正に係る当該過去適用事業年度の第4項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超える場合には、法第321条の8第41項及び令第48条の13の2に規定するところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第9項及び第10項第1号において同じ。）を当該対象事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

8 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第1項の規定により申告納付すべき法人税割額は、法第321条の8第42項及び令第48条の13の2に規定するところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項及び第10項第1号において同じ。）を加算した金額とする。

9 前2項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第1項の規定による申告書（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第74条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法第321条の8第1項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

10 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

(1) 対象事業年度において第7項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第8項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第6項の規定の適用がある場合

(2) 法人税法第69条第20項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

11 第7項及び第8項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7項	の各事業年度（以下この項から第10項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その合併の日の前日又は残余財産の確定の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
-----	---	--

	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第8項	の対象事業年度において	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日の翌日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

12 第7項及び第8項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなった場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7項	の各事業年度（以下この項から第10項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度	が公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度（その該当することとなった日の前日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）
	税額控除額（当該対象事業年度	税額控除額（当該最終事業年度
	超える場合には	超えるときは
	を当該対象事業年度	を当該最終事業年度
第8項	の対象事業年度において	が法第24条第5項に規定する公益法人等に該当することとなった場合において、その該当することとなった日以後に
	場合には、当該対象事業年度	ときは、最終事業年度

第2条のうち、町税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、町税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条第7項」を「第48条第15項」に、「第7項」を「第15項」に改め、同条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、町税条例附則第3条の2第2項の改正規定中「附則第3条の2第2項」を「附則第3条の2第1項中「第48条第5項」を「第48条第13項」に改め、同条第2項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中町税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中町税条例第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中町税条例附則第10条の2第27項の改正規定並びに次条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第●●号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第1条中町税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第●●号）の施行の日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。第5項において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引に

より引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条の2第26項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあっては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあっては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第26項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項」とあるのは「生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)第38条第2項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。



承認第2号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

江差町長 照井 誉之介

## 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削る。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



承認第3号

令和2年度江差町一般会計補正予算（第20号）の専決処分の承認を求めることについて

令和2年度江差町一般会計補正予算（第20号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業等に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

江差町長 照井 誉之介

### 令和2年度江差町一般会計補正予算（第20号）

令和2年度江差町一般会計補正予算（第20号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、それぞれ16,244千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,679,961千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員人件費(一般管理費分)	0	1,000				▲ 1,000	財源更正
総務費	一般管理費 予防費	庁舎等感染予防対策	▲ 51	138				▲ 189	
総務費	文書広報費	情報周知・発信強化	▲ 156	▲ 160				4	
総務費	財産管理費	役場保健センター換気空調設備更新	▲ 95	▲ 95					
総務費	企画費	テレビ会議システム整備	0	87				▲ 87	財源更正
総務費	企画費	健康づくりとICTひとつづくり推進	▲ 118	169				▲ 287	
総務費	企画費	困りごと支援相談員設置	▲ 185	307				▲ 492	
総務費	企画費	職員一時退避場所環境整備	▲ 297	▲ 179				▲ 118	
総務費	戸籍住民登録費	役場窓口記載所整備	0	▲ 2				2	財源更正
民生費	社会福祉施設費	老人福祉センター換気設備改修	▲ 52	▲ 52					
民生費	老人福祉費	高齢者支援へのICT推進	▲ 221	▲ 224				3	
民生費	障害者福祉費	障害者世帯支援金給付	0	▲ 1				1	財源更正
民生費	障害者福祉費	感染予防必要物品支援(障害者対策用)	▲ 81	2				▲ 83	
民生費	介護支援施設費	在宅型総合福祉施設「まるやま」換気設備改修	▲ 62	▲ 63				1	
民生費	児童福祉総務費	水堀学童保育所運営費補助	▲ 269	▲ 231				▲ 38	
民生費	児童福祉総務費	学童保育所整備	0	▲ 1				1	財源更正
民生費	児童福祉総務費	ひとり親世帯支援金給付	0	▲ 2				2	財源更正
民生費	児童福祉総務費 常設保育所費	保育所等冷暖房機器設置	▲ 22	▲ 22					
民生費	常設保育所費	保育所備品整備	▲ 126	▲ 127				1	

令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
衛生費	予防費	健診等感染予防対策	▲ 6	126				▲ 132	
衛生費	予防費	インフルエンザ予防接種支援	▲ 58	▲ 64				6	
農林水産業費	農業振興費	“花曜日”フラワーキャンペーン	▲ 46	▲ 47				1	
商工費	商工業振興費	生産者等応援消費拡大	▲ 55	154				▲ 209	
商工費	商工業振興費	新生活様式対応支援助成	0	10,287				▲ 10,287	財源更正
商工費	商工業振興費	“エエ町江差”みんなの商品券事業	▲ 925	▲ 930				5	
商工費	観光費	姥神祭キャンペーン	▲ 6	▲ 7				1	
商工費	観光費	「江差割」宿泊キャンペーン事業	▲ 9,630	▲ 9,630					
商工費	観光費	町営レストラン感染拡大防止対策	0	▲ 2				2	財源更正
商工費	追分振興費	江差追分「キズナ」プロジェクト	▲ 1,307	▲ 1,308				1	
商工費	自然公園管理費	えさしまリンビーチ運営	▲ 9	▲ 10				1	
消防費	災害対策費	防災備蓄品整備	▲ 128	725				▲ 853	
消防費	災害対策費	防災備蓄品整備(防災活動支援)	▲ 475	▲ 476				1	
教育費	小学校管理費 中学校管理費	小中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策	▲ 367	▲ 371				4	
教育費	小学校管理費 中学校管理費	小中学校教室等網戸設置	▲ 34	▲ 34					
教育費	小学校管理費 中学校管理費	町立小中学校トイレ洋式化改修	▲ 349	▲ 349					
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	学校再開感染症対策・学習保障等支援	▲ 1,845	▲ 1,932				87	
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	学校遠隔学習機能強化	112	▲ 243				355	
教育費	小学校教育振興費 中学校教育振興費	修学旅行貸切バス追加借上支援	▲ 5	▲ 6				1	



令和2年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
教育費	小学校学校給食費 中学校学校給食費	児童・生徒学校給食費負担	▲ 2	1,370				▲ 1,372	
教育費	図書館費	町立図書館蔵書消毒機導入	▲ 22	54				▲ 76	
教育費	文化会館管理費	文化会館トイレ洋式化改修	▲ 352	▲ 352					
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業追加・減額補正及び財源更正 計			▲ 17,244	▲ 2,501				▲ 14,743	
総務費	企画費	江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立	1,000				1,000		
計			▲ 16,244	▲ 2,501			1,000	▲ 14,743	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地方交付税		2,334,154	△14,743	2,319,411
	1地方交付税	2,334,154	△14,743	2,319,411
13国庫支出金		1,669,759	△2,501	1,667,258
	2国庫補助金	1,324,886	△2,501	1,322,385
16寄附金		79,001	1,000	80,001
	1寄附金	79,001	1,000	80,001
歳入	合計	6,696,205	△16,244	6,679,961

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,246,587	149	1,246,736
	1 総務管理費	1,190,809	149	1,190,958
3 民生費		2,234,734	△833	2,233,901
	1 社会福祉費	1,920,003	△416	1,919,587
	2 児童福祉費	314,731	△417	314,314
4 衛生費		456,262	△115	456,147
	1 保健衛生費	456,262	△115	456,147
6 農林水産業費		270,239	△46	270,193
	1 農業費	202,276	△46	202,230
7 商工費		429,103	△11,932	417,171
	1 商工費	429,103	△11,932	417,171
9 消防費		264,726	△603	264,123
	1 消防費	264,726	△603	264,123
10 教育費		534,806	△2,864	531,942
	2 小学校費	140,179	△1,641	138,538
	3 中学校費	66,169	△849	65,320
	5 社会教育費	99,175	△374	98,801
歳 出 合 計		6,696,205	△16,244	6,679,961



第2表 繰越明許費補正

単位：千円

	款	項	事業名	金額
変更前	衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保	21,968
変更後				30,257

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,334,154	△14,743	2,319,411
13 国庫支出金	1,669,759	△2,501	1,667,258
16 寄附金	79,001	1,000	80,001
歳入合計	6,696,205	△16,244	6,679,961

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,246,587	149	1,246,736	1,130		1,000	△1,981
3民生費	2,234,734	△833	2,233,901	△1,966			1,133
4衛生費	456,262	△115	456,147	1,442			△1,557
6農林水産業費	270,239	△46	270,193	△47			1
7商工費	429,103	△11,932	417,171	△1,446			△10,486
9消防費	264,726	△603	264,123	249			△852
10教育費	534,806	△2,864	531,942	△1,863			△1,001
歳出合計	6,696,205	△16,244	6,679,961	△2,501	0	1,000	△14,743

## (2) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
10 地方交付税	2,334,154	△14,743	2,319,411
1 地方交付税	2,334,154	△14,743	2,319,411
1 地方交付税	2,334,154	△14,743	2,319,411
13 国庫支出金	1,669,759	△2,501	1,667,258
2 国庫補助金	1,324,886	△2,501	1,322,385
1 総務費国庫補助金	68,271	1,130	69,401
2 民生費国庫補助金	797,906	△1,966	795,940
3 衛生費国庫補助金	40,787	1,442	42,229
4 農林水産業費国庫補助金	45,236	△47	45,189
6 教育費国庫補助金	65,549	△1,863	63,686



単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1 地 方 交 付 税	△14,743	普通交付税
1 戸 籍 住 民 登 録 費 補 助 金	△2	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 役場窓口記載所整備
3 総 務 管 理 費 補 助 金	1,132	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 職員人件費（一般管理費分） 1,000 庁舎等感染予防対策 3 情報周知・発信強化 △160 役場保健センター換気空調設備更新 △95 テレビ会議システム整備 87 健康づくりとICTひとつづくり推進 169 困りごと支援相談員配置 307 職員一時退避場所環境整備 △179
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	△1,583	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 インフルエンザ予防接種支援（国保繰出分） △1,245 老人福祉センター換気設備改修 △52 高齢者支援へのICT推進 △224 障害者世帯支援金給付 △1 感染予防必要物品支援（障害者対策用） 2 在宅型総合福祉施設まるやま換気設備改修△63
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	△383	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 水堀学童保育所運営補助 △231 ひとり親世帯支援金給付 △2 学童保育所整備 △1 保育所等冷暖房機器設置 △22 保育所備品整備（午睡ベッド） △127
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	1,442	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 庁舎等感染予防対策 135 健診等感染予防対策 126 インフルエンザ予防接種支援 △64 インフルエンザ予防接種（国保繰出分） 1,245
1 農 業 費 補 助 金	△47	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 花曜日フラワーキャンペーン
1 小 学 校 費 補 助 金	△1,060	学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策のため のマスク等購入支援事業） △2 学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う 感染症対策・学習保障等支援事業） △400 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 小学校教室等網戸設置 △130

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
7 商工費国庫補助金	211,384	△1,446	209,938
8 消防費国庫補助金	6,048	249	6,297
16 寄附金	79,001	1,000	80,001
1 寄附金	79,001	1,000	80,001
1 寄附金	79,001	1,000	80,001
歳入合計	6,696,205	△16,244	6,679,961

単位：千円

節		説明
区分	金額	
		学校再開感染症対策・学習保障等支援 △933 学校遠隔学習機能強化 △146 修学旅行貸切バス追加借上支援 △1 小学校トイレ洋式化改修 △43 小学校における新型コロナウイルス感染症防止対策 △208 児童学校給食費負担 803
2 中学校費補助金	△505	学校保健特別対策事業費補助金（感染症対策のためのマスク等購入支援事業） 1 学校保健特別対策事業費補助金（学校再開に伴う感染症対策・学習保障等支援事業） △100 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 中学校教室等網戸設置 96 学校再開感染症対策・学習保障等支援 △399 学校遠隔学習機能強化 △97 修学旅行貸切バス追加借上支援 △5 中学校トイレ洋式化改修 △306 中学校における新型コロナウイルス感染症防止対策 △162 生徒学校給食費負担 567
3 社会教育費補助金	△298	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 町立図書館蔵書消毒器導入 54 文化会館トイレ洋式化改修 △352
1 商工費国庫補助金	△1,446	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 生産者等応援消費拡大 154 「新生活様式」対応支援助成 10,287 “エエ町江差”みんなの商品券事業 △930 姥神祭キャンペーン △7 「江差割」宿泊キャンペーン △9,630 町営レストラン感染拡大防止対策 △2 江差追分「キズナ」プロジェクト △1,308 えさしまリンビーチ運営 △10
1 消防費補助金	249	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 防災備蓄品整備 725 防災備蓄品整備（防災活動支援） △476
1 寄附金	1,000	指定寄附金（かもめ島活用振興）

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,246,587	149	1,246,736	1,130		1,000	△1,981
1 総務管理費	1,190,809	149	1,190,958	1,132		1,000	△1,983
1 一般管理費	637,605	0	637,605	1,003			△1,003
2 文書広報費	10,975	△156	10,819	△160			4
5 財産管理費	215,278	△95	215,183	△95			
6 企画費	217,884	400	218,284	384		1,000	△984
3 戸籍住民登録費	21,456	0	21,456	△2			2
1 戸籍住民登録費	21,456	0	21,456	△2			2
3 民生費	2,234,734	△833	2,233,901	△1,966			1,133
1 社会福祉費	1,920,003	△416	1,919,587	△1,583			1,167
1 社会福祉総務費	872,893	0	872,893	△1,245			1,245
2 社会福祉施設費	18,328	△52	18,276	△52			
3 老人福祉費	455,183	△221	454,962	△224			3
5 障害者福祉費	547,161	△81	547,080	1			△82

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
			財源更正
10	需用費	△18	印刷製本費
12	委託料	△124	チラシ等配布委託
17	備品購入費	△14	デジタルサイネージ
14	工事請負費	△95	役場保健センター換気空調設備更新工事
2	給料	△15	困りごと支援相談員
7	報償費	△70	ウォーキング教室謝礼
8	旅費	△30	ウォーキング教室指導者旅費
10	需用費	△407	消耗品費 △165 燃料費 △64 光熱水費 △178
11	役務費	△55	手数料 クリーニング
13	使用料及び賃借料	△23	携帯電話使用料
24	積立金	1,000	江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立
			財源更正
			財源更正
14	工事請負費	△52	老人福祉センター換気設備改修工事
10	需用費	△11	消耗品費
11	役務費	△207	通信運搬費 電話料等
17	備品購入費	△3	タブレット等
10	需用費	△103	消耗品費

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
6 介護支援施設費	25,884	△62	25,822	△63			1
2 児童福祉費	314,731	△417	314,314	△383			△34
1 児童福祉総務費	181,414	△269	181,145	△234			△35
3 常設保育所費	132,260	△148	132,112	△149			1
4 衛生費	456,262	△115	456,147	1,442			△1,557
1 保健衛生費	456,262	△115	456,147	1,442			△1,557
2 予防費	79,674	△115	79,559	1,442			△1,557
6 農林水産業費	270,239	△46	270,193	△47			1
1 農業費	202,276	△46	202,230	△47			1
2 農業振興費	28,655	△46	28,609	△47			1
7 商工費	429,103	△11,932	417,171	△1,446			△10,486
1 商工費	429,103	△11,932	417,171	△1,446			△10,486
2 商工業振興費	268,684	△980	267,704	9,511			△10,491

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	役 務 費	22	通信運搬費 郵便料・送料
14	工 事 請 負 費	△62	在宅型総合福祉施設まるやま換気設備改修工事
11	役 務 費	1	通信運搬費 電話料等 郵便料・送料 手数料 その他手数料
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△270	ひとり親世帯支援給付金 水堀学童保育所運営費補助
14	工 事 請 負 費	△22	保育所冷暖房設備整備工事
17	備 品 購 入 費	△126	保育所午睡ベッド他
10	需 用 費	△51	消耗品費
12	委 託 料	△58	インフルエンザ予防接種委託（高齢者等） インフルエンザ予防接種委託 （生後6か月～中学3年生）
17	備 品 購 入 費	△6	パーテーション
10	需 用 費	△46	消耗品費
4	共 済 費	△2	社会保険料
10	需 用 費	△60	消耗品費 燃料費
11	役 務 費	24	手数料 チラシ折込
12	委 託 料	△925	“エエ町江差”みんなの商品券換金等委託
17	備 品 購 入 費	△17	パソコン

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国道支出金	地方債	その他	
3	観光費		85,560	△9,636	75,924	△9,639			3
5	追分振興費		14,769	△1,307	13,462	△1,308			1
7	自然公園管理費		14,899	△9	14,890	△10			1
9	消防費		264,726	△603	264,123	249			△852
1	消防費		264,726	△603	264,123	249			△852
4	災害対策費		15,942	△603	15,339	249			△852
10	教育費		534,806	△2,864	531,942	△1,863			△1,001
2	小学校費		140,179	△1,641	138,538	△1,060			△581
1	学校管理費		115,203	△381	114,822	△383			2
2	教育振興費		19,017	△1,262	17,755	△1,480			218
3	学校給食費		5,959	2	5,961	803			△801
3	中学校費		66,169	△849	65,320	△505			△344
1	学校管理費		44,606	△369	44,237	△371			2
2	教育振興費		17,026	△476	16,550	△701			225



単位：千円

節		金額	説明
区	分		
12	委託料	△9,636	「江差割」宿泊キャンペーン事業委託 △9,630 姥神祭キャンペーン動画制作・配信委託 △6
18	負担金補助及び交付金	△1,307	江差追分「キズナ」プロジェクト補助
12	委託料	△9	えさしまリンビーチ音響機材設置等業務委託
10	需用費	△311	消耗品費
17	備品購入費	△292	クイックパーテーション △36 非接触式電子温度計 △242 消毒用噴霧器 △14
10	需用費	△95	消耗品費
11	役務費	△83	通信運搬費 郵便料・送料
14	工事請負費	△173	小学校教室等網戸設置工事 △130 小学校トイレ洋式化改修工事 △43
17	備品購入費	△30	小学校衛生用備品
17	備品購入費	△1,262	学校再開感染症対策・学習保障等支援備品 △1,329 遠隔学習備品 67
18	負担金補助及び交付金	2	児童学校給食費負担
10	需用費	△88	消耗品費
11	役務費	△57	通信運搬費 郵便料・送料
14	工事請負費	△210	中学校教室等網戸設置工事 96 江差北中学校トイレ洋式化改修工事 △306
17	備品購入費	△14	中学校衛生用備品
8	旅費	△1	修学旅行乗務員旅費
13	使用料及び賃借料	△4	バス借上料 45 高速道路利用料外 △49

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 学校給食費	4,537	△4	4,533	567			△571
5 社会教育費	99,175	△374	98,801	△298			△76
2 図書館費	8,387	△22	8,365	54			△76
4 文化会館管理費	73,787	△352	73,435	△352			
歳出合計	6,696,205	△16,244	6,679,961	△2,501	0	1,000	△14,743

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
17	備品購入費	△471	学校再開感染症対策・学習保障等支援備品 △516 遠隔学習備品 45
18	負担金補助及び交付金	△4	生徒学校給食費負担
17	備品購入費	△22	図書館蔵書消毒機
14	工事請負費	△352	文化会館トイレ洋式化改修工事



承認第4号

令和3年度江差町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

令和3年度江差町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

「江差割」宿泊キャンペーン事業に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和3年3月19日

江差町長 照井 誉之介

### 令和3年度江差町一般会計補正予算（第1号）

令和3年度江差町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ10,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,705,180千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
商工費	観光費	「江差割」宿泊キャンペーン事業(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業)	10,080	10,080					
計			10,080	10,080					

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		633,104	10,080	643,184
	2国庫補助金	271,294	10,080	281,374
歳入合計		5,695,100	10,080	5,705,180



## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		217,932	10,080	228,012
	1 商 工 費	217,932	10,080	228,012
歳 出 合 計		5,695,100	10,080	5,705,180

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	633,104	10,080	643,184
歳入合計	5,695,100	10,080	5,705,180

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7商工費	217,932	10,080	228,012	10,080			
歳出合計	5,695,100	10,080	5,705,180	10,080	0	0	0

## (2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
13 国庫支出金	633,104	10,080	643,184
2 国庫補助金	271,294	10,080	281,374
8 商工費国庫補助金	0	10,080	10,080
歳入合計	5,695,100	10,080	5,705,180

単位：千円

節		説明
区	分	
	金額	
1	商工費国庫補助金	10,080 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「江差割」宿泊キャンペーン事業

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 商工費	217,932	10,080	228,012	10,080			
1 商工費	217,932	10,080	228,012	10,080			
3 観光費	71,755	10,080	81,835	10,080			
歳出合計	5,695,100	10,080	5,705,180	10,080	0	0	0

単位：千円

節		説明
区 分	金 額	
12 委 託 料	10,080	「江差割」宿泊キャンペーン事業委託





承認第5号

令和3年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

令和3年度江差町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月28日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

行旅死亡人取扱に係る経費を専決処分したことについて、議会の承認を求める必要があるため。

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度江差町一般会計補正予算を次のとおり専決処分する。

令和3年4月9日

江差町長 照井 誉之介

### 令和3年度江差町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度江差町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,705,586千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	住民運動対策費	行旅死亡人取扱	406		406				
計			406		406				

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
14道 支出金		276,437	406	276,843
	1道 負担金	223,207	406	223,613
歳入 合計		5,705,180	406	5,705,586

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,004,021	406	1,004,427
	1 総務管理費	952,965	406	953,371
歳 出	合 計	5,705,180	406	5,705,586

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
14 道 支 出 金	276,437	406	276,843
歳 入 合 計	5,705,180	406	5,705,586

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,004,021	406	1,004,427	406			
歳出合計	5,705,180	406	5,705,586	406	0	0	0

## (2) 歳入

款			
項	補正前の額	補正額	計
目			
14 道支出金	276,437	406	276,843
1 道負担金	223,207	406	223,613
4 総務費道費負担金	0	406	406
歳入合計	5,705,180	406	5,705,586



単位：千円

節		説明
区	分	
	金額	
1	総務管理費負担金	406 行旅死亡人取扱費用負担金

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,004,021	406	1,004,427	406			
1 総務管理費	952,965	406	953,371	406			
8 住民運動対策費	4,116	406	4,522	406			
歳出合計	5,705,180	406	5,705,586	406	0	0	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
7	報 償 費	20	寺院等謝礼
10	需 用 費	129	消耗品費
11	役 務 費	105	手数料 その他手数料
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	9	遺体安置会場借上料
19	扶 助 費	143	医療費



## 議案第1号

令和3年度江差町一般会計補正予算（第3号）について

令和3年度江差町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ30,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,736,257千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月28日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和3年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加する必要が生じたことによる。



令和3年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	企画費	江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立	200				200		
衛生費	予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保	29,601	29,601					
教育費	体育施設費	運動公園乗用ロータリーモア更新	870					870	
計			30,671	29,601			200	870	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13国庫支出金		643,184	29,601	672,785
	1国庫負担金	350,009	29,601	379,610
16寄附金		80,006	200	80,206
	1寄附金	80,006	200	80,206
18繰越金		20,000	870	20,870
	1繰越金	20,000	870	20,870
歳入合計		5,705,586	30,671	5,736,257



歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,004,427	200	1,004,627
	1 総務管理費	953,371	200	953,571
4 衛生費		446,143	29,601	475,744
	1 保健衛生費	446,143	29,601	475,744
10 教育費		697,474	870	698,344
	5 保健体育費	290,353	870	291,223
歳 出 合 計		5,705,586	30,671	5,736,257

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	643,184	29,601	672,785
16 寄附金	80,006	200	80,206
18 繰越金	20,000	870	20,870
歳入合計	5,705,586	30,671	5,736,257

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2総務費	1,004,427	200	1,004,627			200	
4衛生費	446,143	29,601	475,744	29,601			
10教育費	697,474	870	698,344				870
歳出合計	5,705,586	30,671	5,736,257	29,601	0	200	870

## (2) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金	643,184	29,601	672,785
1 国庫負担金	350,009	29,601	379,610
2 衛生費国庫負担金	725	29,601	30,326
16 寄附金	80,006	200	80,206
1 寄附金	80,006	200	80,206
1 寄附金	80,006	200	80,206
18 繰越金	20,000	870	20,870
1 繰越金	20,000	870	20,870
1 繰越金	20,000	870	20,870
歳入合計	5,705,586	30,671	5,736,257

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	保健衛生費負担金	29,601	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金
1	寄附金	200	指定寄附金（北の江の島構想）
1	前年度繰越金	870	前年度繰越金

## (3) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,004,427	200	1,004,627			200	
1 総務管理費	953,371	200	953,571			200	
6 企画費	210,620	200	210,820			200	
4 衛生費	446,143	29,601	475,744	29,601			
1 保健衛生費	446,143	29,601	475,744	29,601			
2 予防費	57,734	29,601	87,335	29,601			
10 教育費	697,474	870	698,344				870
5 保健体育費	290,353	870	291,223				870
2 体育施設費	15,153	870	16,023				870
歳出合計	5,705,586	30,671	5,736,257	29,601	0	200	870

単位：千円

節		説明
区	分	
	金額	
24	積立金	200 江差町かもめ島交流拠点づくり基金積立
12	委託料	29,601 新型コロナウイルスワクチン接種委託
17	備品購入費	870 運動公園乗用ロータリーモア附属品